

7 その他の指針

ここでは、駅での情報提供、車両への情報提供等、特殊な状況における情報提供の指針（考え方）を示します。

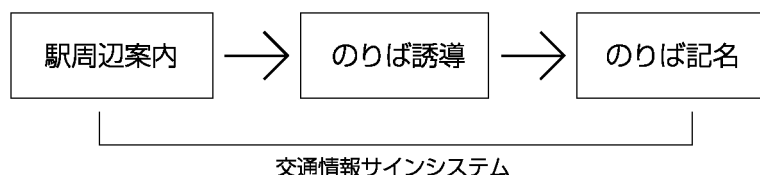
7-1 駅等行動起点での整備の考え方

- ・情報の集約化
- ・来訪者のニーズに応じた誘導施設／掲載範囲の表示
- ・交通系情報の連続性を確保
- ・移動円滑化基準（P.79～80参照）を満たす
- ・施設誘導は多国語表記

行動起点となる駅等では、バスやタクシー、他鉄道等の交通機関が集中しています。これらの交通機関相互の乗り継ぎを円滑に誘導することも、公共サインの重要な役割です。

行動起点においては、基本的には来訪者に対して、目的地に対応した利用公共交通機関とのりば情報を提供するとともに、のりばまで距離がある場合には、動線上での適切な誘導を行います。その際、下記の内容に留意します。

- ・駅周辺に設置するサインについて、連絡交通関連情報・市街地や広域地への案内・誘導情報や観光関連情報を、一カ所に集約し総合的に掲出します。
- ・駅の規模・来訪者のニーズに応じ、誘導対象施設／案内地図の掲載範囲を選択し表示します。
- ・交通情報は市街地情報よりも優先順位を高め、のりばまでの連続性とわかりやすさを確保します。

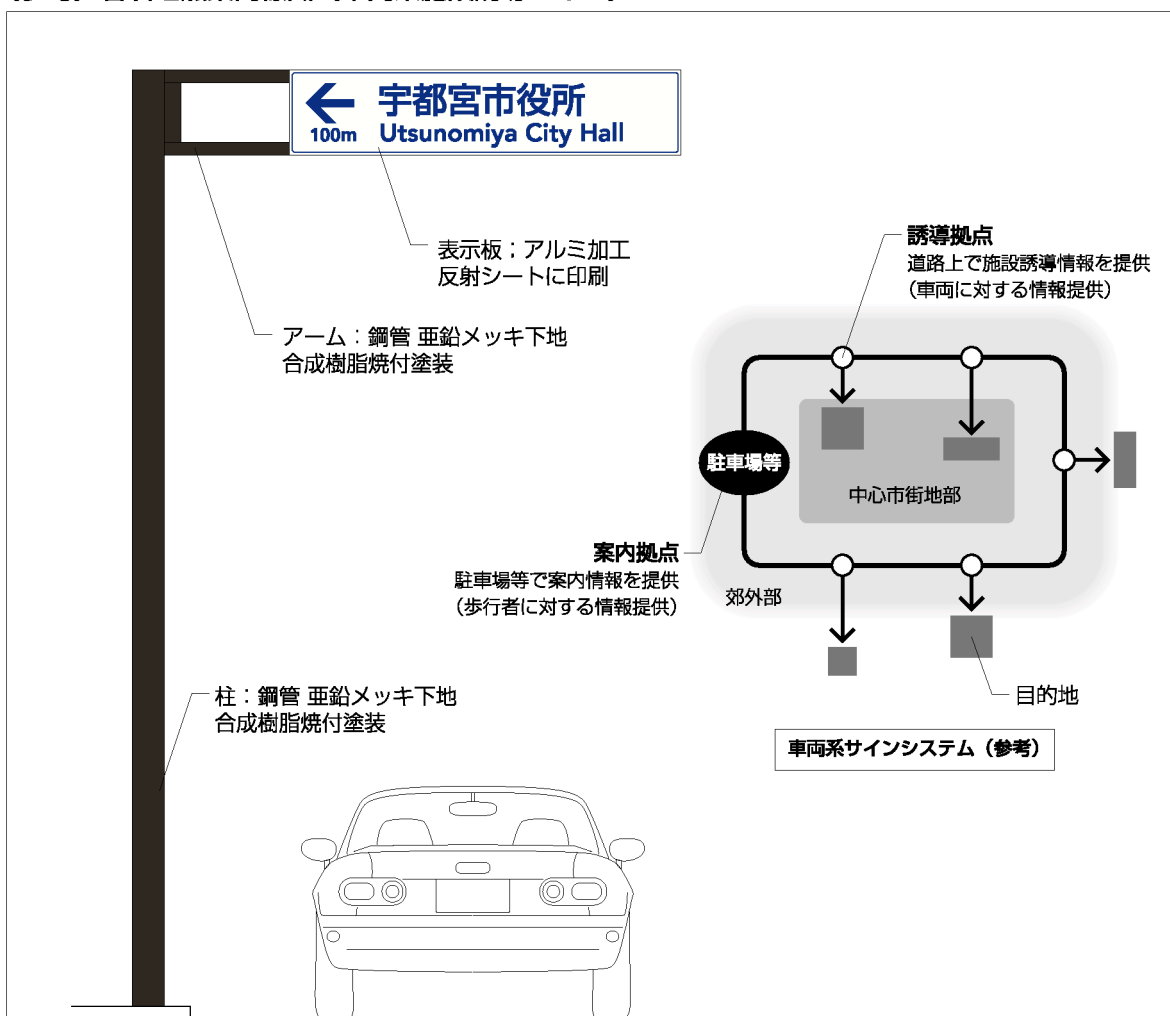


- ・「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」に基づき、移動円滑化基準（P.79～80参照）を満たすものとします。
- ・外国人観光客への配慮として、駅周辺での施設誘導は多国語表記（日・英・中・韓）を基本とします。情報量に応じ、多国語表記の対象を選択し表示します。（「3-6 多国語表記の考え方（P.24）」参照。）

7-2 車両の施設誘導の考え方

観光地等では、歩行者系サインシステムと車両系サインシステムとの統合が必要となります。車両系サインについては標識令等関係法令、「宇都宮市公共サイン整備方針」に準ずるものとしませんが、歩行者系サインとの連携を考慮し、サインシステムや色彩等、できる範囲で統合させていくことで、わかりやすい案内誘導を行うことができます。下記に、著名地点案内標識（車両系施設誘導サイン）を示します。

(参考) 著名地点案内標識（車両系施設誘導サイン）



形態

- ・ 標識令及び道路標識設置基準に準ずるものとし、可能な限りシンプルな形態とする。(P.77 参照)

色彩

- ・ 表示板色は標識令に準ずるもの（白地／青文字）とする。(P.76 参照)
- ・ 支柱色は景観に配慮し、落ち着いた色彩とする。

表示

- ・ 文字等の表記要素については、標識令に準ずるものとする。(P.76 参照)
- ・ ピクトグラムについては、JIS案内用図記号を使用する。

